

府外用

業務委託契約へのスライド条項適用の手引き

令和 7 年 1 2 月
千葉市財政局資産経営部契約課

目 次

1	定義.....	- 1 -
2	適用対象契約.....	- 1 -
3	入札公告等における明示方法.....	- 3 -
4	スライド額の協議.....	- 4 -
	(1) 事前打合わせ【市及び受注者】	- 4 -
	(2) スライド協議の請求【市又は受注者】	- 4 -
	(3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】	- 4 -
	(4) スライド額の算定【市】	- 4 -
	(5) スライド額の協議【市及び受注者】	- 4 -
5	スライド対象経費、スライド額算定の基礎となる資料、賃金水準.....	- 5 -
	(1) スライド対象経費	- 5 -
	(2) スライド額算定の基礎となる資料	- 5 -
	(3) 賃金水準	- 5 -
6	スライド額算定のための分類.....	- 6 -
7	スライド額の算定方法（分類別）.....	- 7 -
	(1) 分類Aの場合.....	- 7 -
	(2) 分類Bの場合.....	- 8 -
	(3) 分類Cの場合.....	- 10 -
	(4) スライド額算定にあたっての留意事項	- 11 -
	(5) (1) ~ (3) において、変動額が0又はマイナスになる場合	- 12 -
	(6) (1) ~ (3) 及び (5) において、スライド額が0又はマイナスになる場合	- 12 -
8	変更契約.....	- 13 -
9	契約保証金、賠償金等.....	- 13 -
	(1) 契約保証金.....	- 13 -
	(2) 賠償金等.....	- 13 -
10	スライド協議から契約変更に至るまでの事務手続の流れ（フロー図）	- 14 -
	(1) 受注者が請求する場合.....	- 14 -
	(2) 発注者が請求する場合.....	- 15 -
	(3) 受注者による請求において、発注担当課と契約担当課が異なる場合	- 16 -
	(4) 発注者による請求において、発注担当課と契約担当課が異なる場合	- 17 -

【別紙】

(別紙1) 賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項	18-
(別紙2) 賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書	19-
(別紙3) 入札にあたっての注意事項	20-
(別紙4) 労働者への適切な賃金の引き上げについて	21-

【様式】

- (様式1-1) [受注者からの請求] スライド額協議請求書
- (様式1-2) [市からの請求] スライド額協議請求書
- (様式2) [市→受注者] スライド額協議開始日等通知書
- (様式3-1) [市→受注者] スライド額協議書
- (様式3-2) [市→受注者] スライド額協議書（増減なし）
- (様式4-1) [受注者→市] スライド額承諾書
- (様式4-2) [受注者→市] スライド額承諾書（増減なし）
- (様式5-1) [市→受注者] スライド額通知書
- (様式5-2) [市→受注者] スライド額通知書（増減なし）

本手引きは、複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について、スライド額の算定方法や、発注者及び受注者間における協議の進め方等を整理するとともに、本市における複数年の業務委託契約において、賃金水準の変動を適切に契約金額に転嫁するため、一定の標準的なルールを定めるものです。

なお、契約内容によっては、材料費やエネルギー費などの物価水準の変動を反映するスライド条項を設定する場合もあります。詳細は入札公告等をご確認ください。

1 定義

(1) スライド条項

委託開始日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となった際に、発注者又は受注者が相手方に対して契約金額の変更を請求することができる条項。

「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項」（別紙1）

(2) スライド特記仕様書

「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」（別紙2）

(3) スライド協議

発注者又は受注者がスライド条項の規定により行う契約金額変更の協議。

(4) スライド額

賃金水準が変動し、その変動額が一定以上となった場合に発生する契約金額の変更額。

(5) 増額スライド

スライド額を算定した結果、増額すべき額（契約金額の増額）が発生するスライドこの場合における請求者は、受注者となる。

(6) 減額スライド

スライド額を算定した結果、減額すべき額（契約金額の減額）が発生するスライドこの場合における請求者は、発注者（市）となる。

(7) 請求日

発注者又は受注者がスライド協議を行うためスライド額協議請求書を提出した日。

(8) 基準日

スライド額を算定する基準となる日。委託開始日から12か月経過した日以降とする。

ア 原則として請求日とする。

イ 上記により難い場合は、請求日以降の日で、発注者と受注者とが協議して定める日とすることができる。

2 適用対象契約

複数年（委託期間が14か月以上※1）にわたる業務委託契約で、履行の途中で残業務量の確認、計算ができるもの※2のうち、次の業務を対象とします。なお、長期継続契約、債務負担行為の別は問いません。

- (1) 庁舎その他の施設の清掃業務
- (2) 庁舎その他の施設の警備業務
- (3) 機械設備の運転管理業務
- (4) その他

※1 委託開始日から12か月経過後に請求可能となります。なお、請求時点で2か月以上の残委託期間が必要となります。

※2 スライド適用時点での残業務量が確認できた上で、その残業務量を経費ごとに金額に換算し、残契約額として算出できる必要があります。

3 入札公告等における明示方法

スライド条項の適用対象となる契約は、入札公告・指名通知・プロポーザル方式における募集要項・見積通知等（以下「入札公告等」という。）の際に、次のア～エの方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算定方法等を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、スライド条項の適用対象とはなりません。

- ア 入札公告等に「本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」等の文言を記載
- イ 入札公告等に「入札にあたっての注意事項」（別紙3）を添付
- ウ 契約書案に「スライド条項」（別紙1）を添付
- エ 仕様書に「スライド特記仕様書」（別紙2）を添付

4 スライド額の協議

(1) 事前打合わせ【市及び受注者】

変更契約の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議の請求可能日の1か月前（委託開始日から1か月経過後）を目途に、市と受注者で事前打合わせを行い、事前に試算したスライド額等を確認し、手続きに係る準備を進めてください。

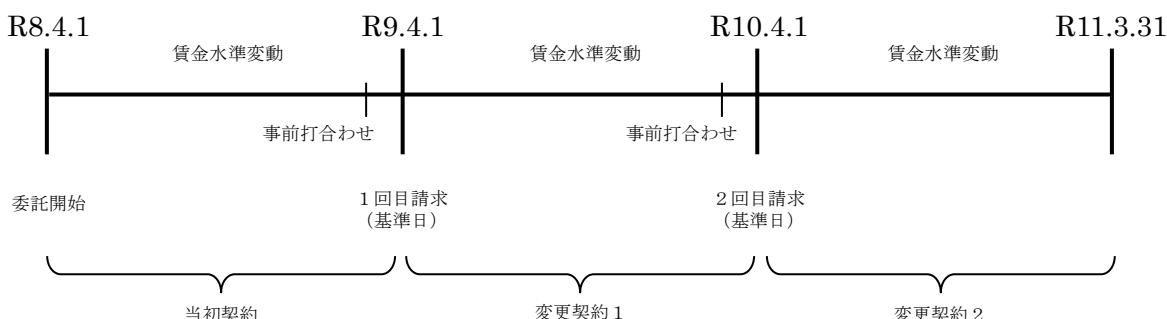
(2) スライド協議の請求【市又は受注者】

スライド協議の請求は、スライド額協議請求書（様式1-1又は1-2）により行うこととし、委託開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月、以下同じ。）経過後から可能です。

なお、請求に際しては、残りの委託期間が基準日から2か月以上あることが必要です。

【スライド協議の例】

- ・委託期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36か月）



1回目スライド協議：令和9年4月1日から請求可能（原則として請求日＝基準日）

2回目スライド協議：令和10年4月1日から請求可能（原則として請求日＝基準日）

(3) スライド額の基準日及び協議開始日の設定【市】

市から受注者に対し、スライド額の基準日及びスライド協議開始日について、スライド額協議開始日等通知書（様式2）により通知します。

(4) スライド額の算定【市】

市は、スライド特記仕様書で明示した賃金水準及びスライド額算定の基礎となる資料を用いて、スライド額を算定します。

(5) スライド額の協議【市及び受注者】

算定したスライド額について、市と受注者がスライド額協議書（様式3-1又は様式3-2）により協議します。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド額協議書通知日から起算して14日目）までに承諾書（様式4-1又は様式4-2）を提出してください。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市から受注者に対し、スライド額通知書（様式5-1又は様式5-2）によりスライド額を通知します。

※ スライド額が0又はマイナスになる場合は、「スライド額=0円」として協議を行います。

具体的な事務手続きの流れについては、「10 スライド協議から契約変更に至るまでの事務

手続の流れ（フロー図）」参照。次回以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

5 スライド対象経費、スライド額算定の基礎となる資料、賃金水準

スライド対象経費、スライド額算定の基礎となる資料及び賃金水準は、案件ごとにスライド特記仕様書において明示します。なお、これらは入札公告等を行った後に変更することはありません。

（1）スライド対象経費

スライド対象経費は、契約金額（未履行分）のうち

- ・直接人件費
- ・直接人件費を用いて算出する額

となります。

なお、直接人件費を用いて算出する額とは、例えば、ビルメンテナンス業務など国等が示した指針に基づき、積算において、直接人件費を用いて他の経費（例：直接物品費、業務管理費、一般管理費等）を算出している場合などが該当します。この場合は、賃金水準の変動による直接人件費の増減に応じて、これらの経費も連動してスライドさせることとなります。

（2）スライド額算定の基礎となる資料

スライド額算定の基礎となる資料は、原則として**本市設計書**を使用します。

ただし、本市設計書によることができない場合に限り、**受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等**を使用します。

なお、この場合におけるスライド額は、受注者から提出される積算内訳書等の直接人件費の未履行分に、変動前賃金水準と変動後賃金水準を比較した賃金水準変動率を乗じた額から変動前契約金額（未履行分）の1.0%を差し引いた額とします。

（3）賃金水準

賃金水準は、次のいずれかとなります。

- ・労務単価
- ・千葉県最低賃金
- ・民間給与実態調査（千葉市人事委員会公表）
- ・その他

労務単価、千葉県最低賃金又は民間給与実態調査（千葉市人事委員会公表）以外に、国又は県等が公表する指標で、業務内容に即した別の賃金水準

6 スライド額算定のための分類

スライド額算定のための分類は、次の3分類となります。

スライド額算定の基礎となる資料	本市積算の状態	分類
本市設計書	賃金水準となる単価（建築保全基準労務単価、千葉県最低賃金等）を基に積算しており、賃金水準変動後の単価に置き換えることで変動額が算出できる。	A
	賃金水準となる単価を基に積算しておらず、賃金水準変動後の単価に置き換えるだけでは変動額が算出できない。	B
受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等		C

7 スライド額の算定方法（分類別）

「6 スライド額算定のための分類」で分類した3つのスライド額の具体的な算定方法については、それぞれ次のとおりです。

（1）分類Aの場合

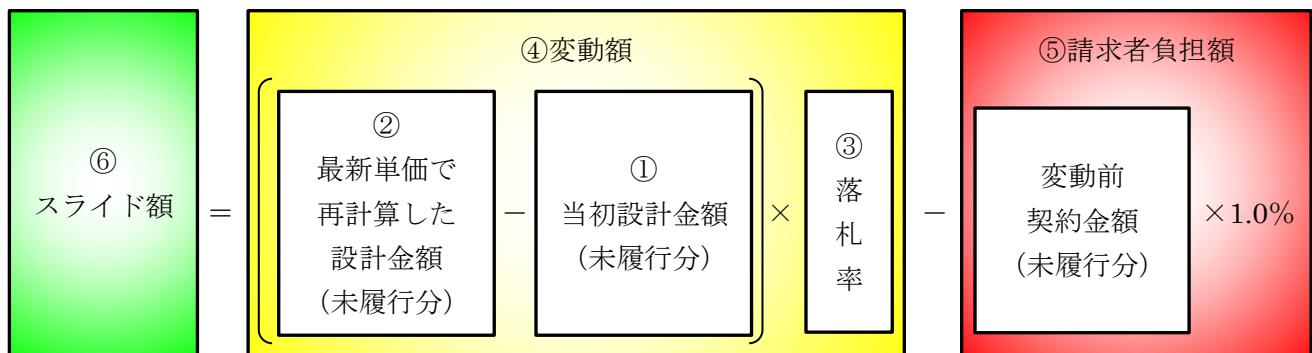
スライド額算定の基礎となる資料	<ul style="list-style-type: none"> ■本市設計書 □受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等
本市積算の状態	<ul style="list-style-type: none"> ■賃金水準となる単価を基に積算しており、賃金水準変動後の単価に置き換えることで変動額が算出できる。 □賃金水準となる単価を基に積算しておらず、賃金水準変動後の単価に置き換えるだけでは変動額が算出できない。

※スライド対象経費により計算方法の違いはありません。

ア 1回目スライド

市は、基準日における「②最新単価で再計算した設計金額（未履行分）」から「①当初設計金額（未履行分）」を差し引いた額に、「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

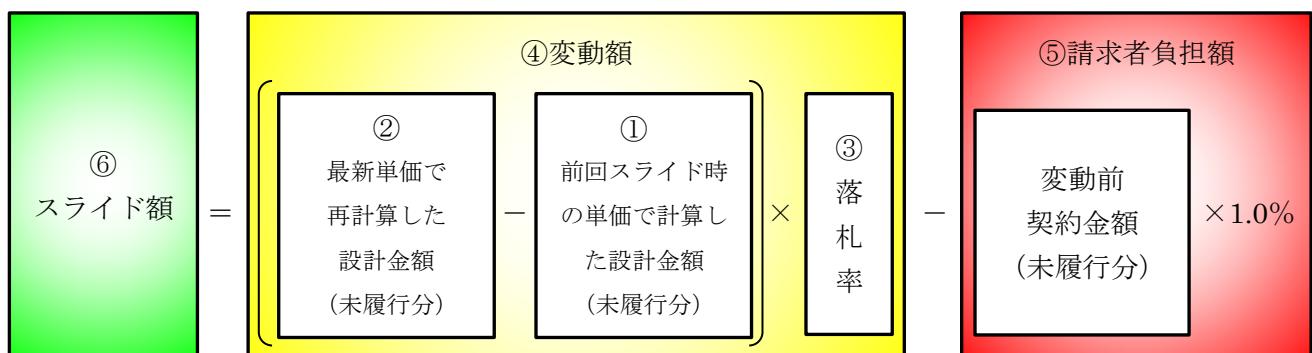
「④変動額」から「⑤請求者負担額（=変動前契約金額（未履行分）に1.0%を乗じた額）」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。



イ 2回目スライド

市は、基準日における「②最新単価で再計算した設計金額（未履行分）」から「①前回スライド時の単価で計算した設計金額（未履行分）」を差し引いた額に、「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担額」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。



なお、3回目以降のスライドについては、2回目スライドの算定方法と同様に行います。

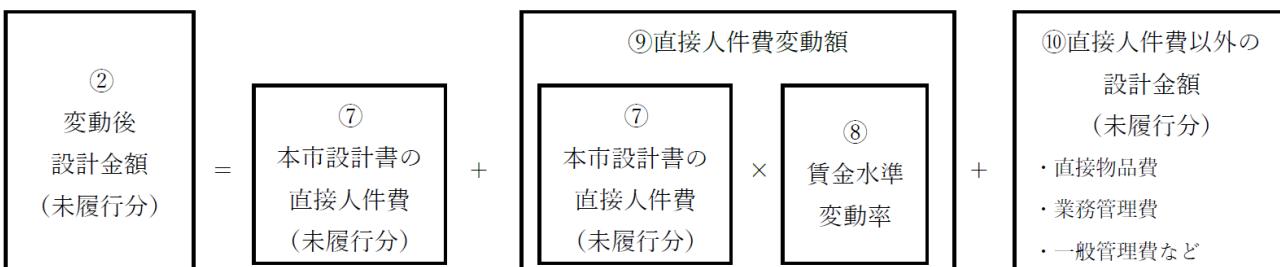
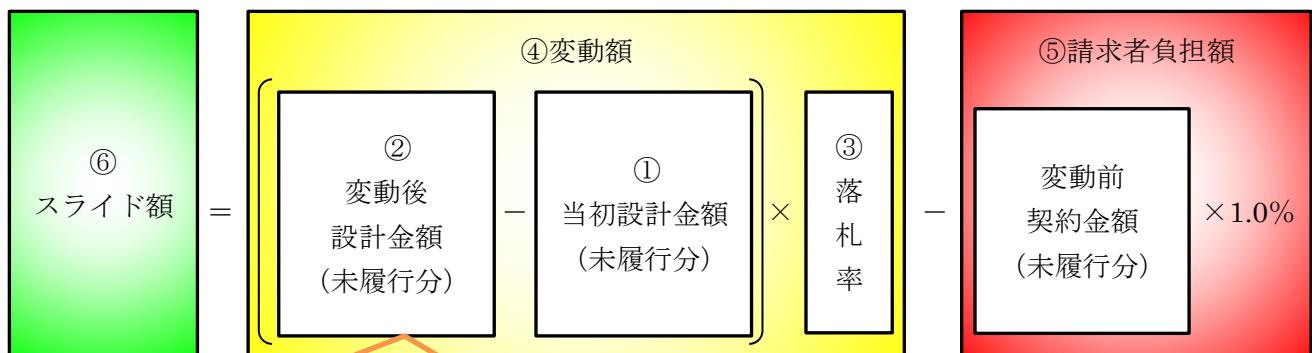
(2) 分類Bの場合

スライド額算定の基礎となる資料	<p>■本市設計書 □受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等</p>
本市積算の状態	<p>□賃金水準となる単価を基に積算しており、賃金水準変動後の単価に置き換えることで変動額が算出できる。</p> <p>■賃金水準となる単価を基に積算しておらず、賃金水準変動後の単価に置き換えるだけでは変動額が算出できない。</p>

※スライド対象経費により計算方法の違いはありません。

ア 1回目スライド

市は、基準日における「②変動後設計金額（未履行分）」から「①当初設計金額（未履行分）」を差し引いた額に、「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。
「④変動額」から「⑤請求者負担額」を控除した額を「⑥スライド額」とします。

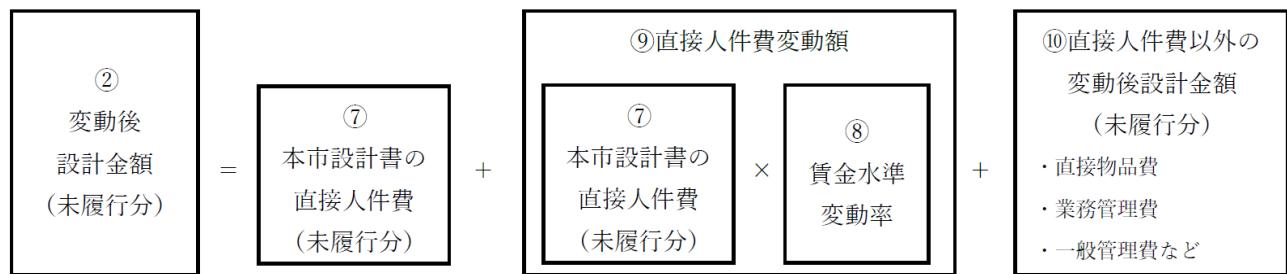
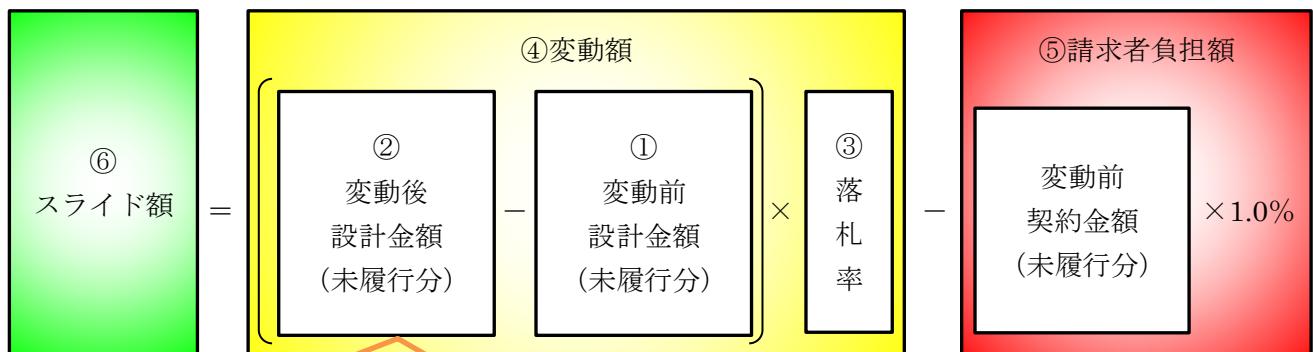


「②変動後設計金額（未履行分）」は、「⑦本市設計書の直接人件費（未履行分）」に「⑨直接人件費変動額」及び「⑩直接人件費以外の変動後設計金額（未履行分）」を加算した額となります。

イ 2回目スライド

市は、基準日における「②変動後設計金額（未履行分）」から「①変動前設計金額（未履行分）」を差し引いた額に、「③落札率」を乗じて「④変動額」を算出します。

「④変動額」から「⑤請求者負担額」を控除した金額を「⑥スライド額」とします。



「②変動後設計金額（未履行分）」は、「⑦本市設計書の直接人件費（未履行分）」に「⑨直接人件費変動額」及び「⑩直接人件費以外の変動後設計金額（未履行分）」を加算した額となります。

なお、3回目以降のスライドについては、2回目スライドの算定方法と同様に行います。

(3) 分類Cの場合

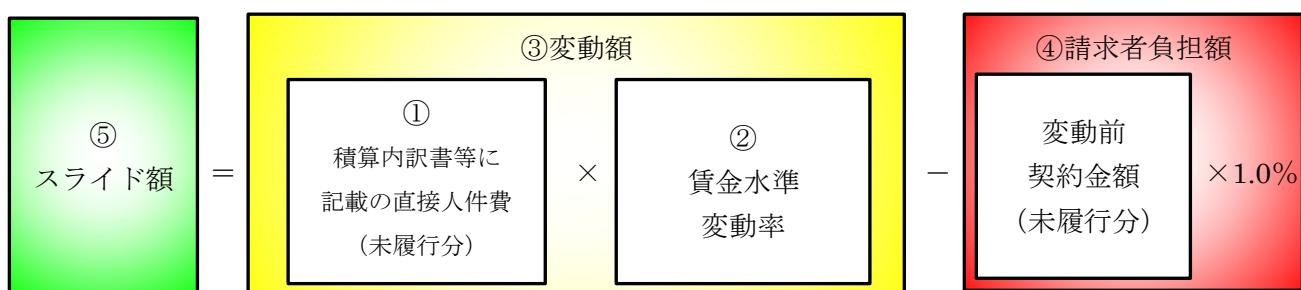
スライド額算定の基礎となる資料	□本市設計書 ■受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等
本市積算の状態	

なお、この場合における「⑤スライド額」は、受注者から提出される積算内訳書等の直接人件費の未履行分に、変動前賃金水準と変動後賃金水準を比較した賃金水準変動率を乗じた額から変動前契約金額（未履行分）の1.0%を差し引いた額となるため、スライド対象経費は、「直接人件費」のみとなります。

ア 1回目スライド

市は、「①積算内訳書等に記載の直接人件費（未履行分）」に「②賃金水準変動率」を乗じて「③変動額」を算出します。

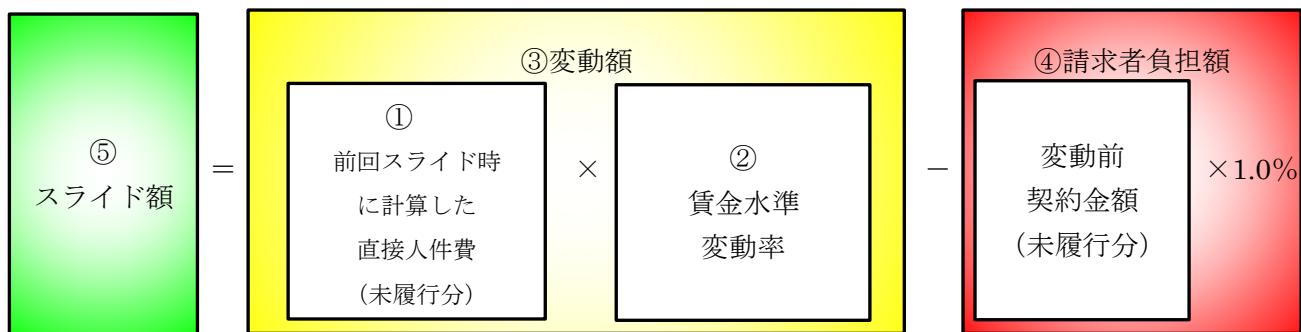
「③変動額」から「④請求者負担額」を控除した金額を「⑤スライド額」とします。



イ 2回目スライド

市は、「①前回スライド時に計算した直接人件費（未履行分）」に「②賃金水準変動率」を乗じて「③変動額」を算出します。

「③変動額」から「④請求者負担額」を控除した金額を「⑤スライド額」とします。



なお、3回目以降のスライドについては、2回目スライドの算定方法と同様に行います。

(4) スライド額算定にあたっての留意事項

- ・落札率は、当初契約金額（税抜）／当初設計金額（税抜）となります。
- ・賃金水準変動率は、変動後と変動前の賃金水準（千葉県最低賃金等）の差額を変動前の賃金水準で除したものとなります。

具体的には、

千葉県最低賃金の場合

$$\text{賃金水準変動率} = \frac{\text{変動後千葉県最低賃金} - \text{変動前千葉県最低賃金}}{\text{変動前千葉県最低賃金}}$$

民間給与実態調査（千葉市人事委員会公表）の場合

$$\text{賃金水準変動率} = \frac{\{\text{変動後月例給} \times (12 + \text{変動後特別給支給月数})\} - \{\text{変動前月例給} \times (12 + \text{変動前特別給支給月数})\}}{\{(\text{変動前月例給} \times (12 + \text{変動前特別給支給月数})\}}$$

となります。

- ・落札率及び賃金水準変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入し、変動額、請求者負担額等の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理をします。また、消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数については切り捨て処理を行います。

【例】落札率 : 0.90123456… ⇒ 0.9012346（※小数点以下第8位を四捨五入）

賃金水準変動率 : 0.02987654… ⇒ 0.0298765（※小数点以下第8位を四捨五入）

変動額、請求者負担額等 : 123,400.5… ⇒ 123,401円（※1円未満を四捨五入）

消費税及び地方消費税の相当額 : 123,400.5… ⇒ 123,400円（※1円未満を切り捨て）

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算定も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、これまで実施したスライド額を含むものとします。

(5) (1) ~ (3)において、変動額が0又はマイナスになる場合

変動額がマイナスの場合は、一度プラス値に変換して計算を続けます。

その結果、スライド額がプラスになった場合は、増額スライドではなく、減額スライドとなりますので、10 (2) 又は (4) に基づき手続きを進めます。

なお、計算の結果スライド額が0又はマイナスになる場合は、スライドは発生しません。

<減額スライドになる例>

変動額 : -500, 000円

請求者負担額 : 100, 000円

スライド額 = 500, 000円 - 100, 000円

= 400, 000円

<減額スライドにならない(スライドが発生しない)例>

変動額 : -50, 000円

請求者負担額 : 100, 000円

スライド額 = 50, 000円 - 100, 000円

= -50, 000円

(6) (1) ~ (3) 及び (5)において、スライド額が0又はマイナスになる場合

計算の結果、スライド額が0又はマイナスになる場合は「スライド額0円」となります。

8 変更契約

市と受注者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

なお、増額となる場合は、変更契約の際、「労働者への適切な賃金の引き上げについて」（別紙4）を受注者へお渡ししますので、労働者への賃金の引上げ等について適切に対応していただくようお願いします。

9 契約保証金、賠償金等

スライド条項の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

（1）契約保証金

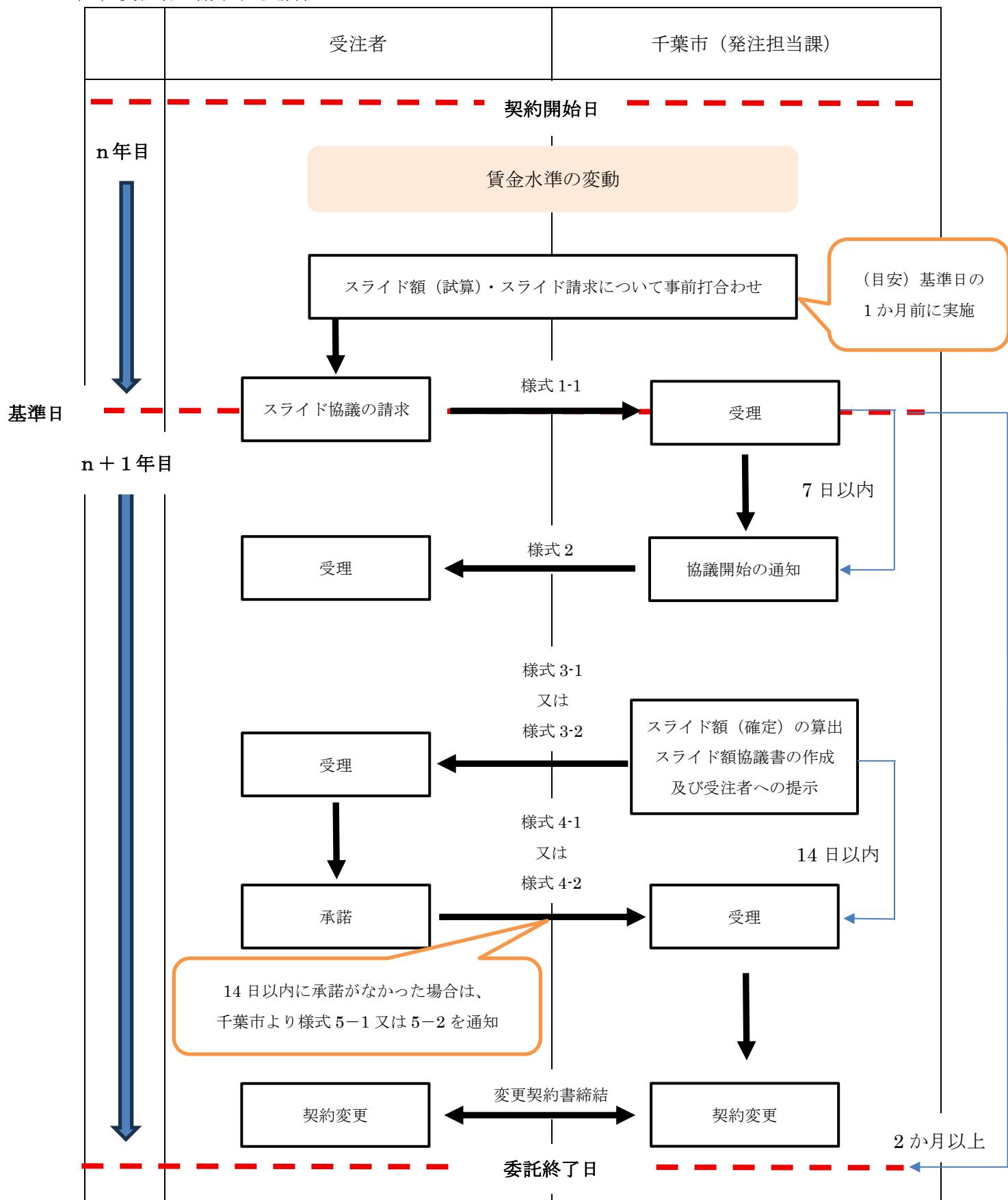
契約保証金は、変更後の契約金額を基に算出し、徴収済みの契約保証金が変更後の契約金額の100分の10に満たない場合には、不足分の追加納付を求めます。

（2）賠償金等

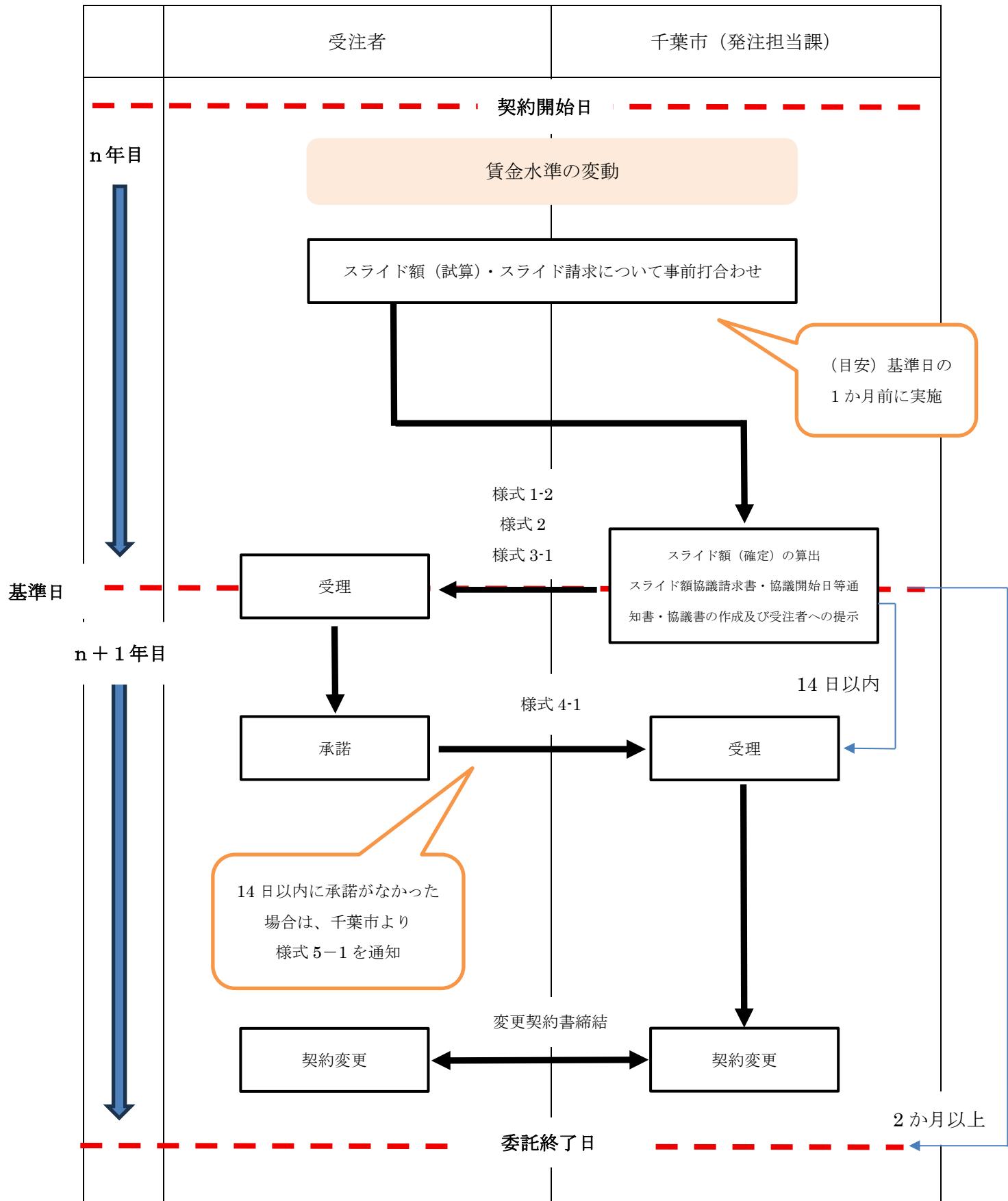
賠償金等（賠償金、損害金、違約金又は延滞金）は、変更後の契約金額を基に算出します。

10 スライド協議から契約変更に至るまでの事務手続の流れ（フロー図）

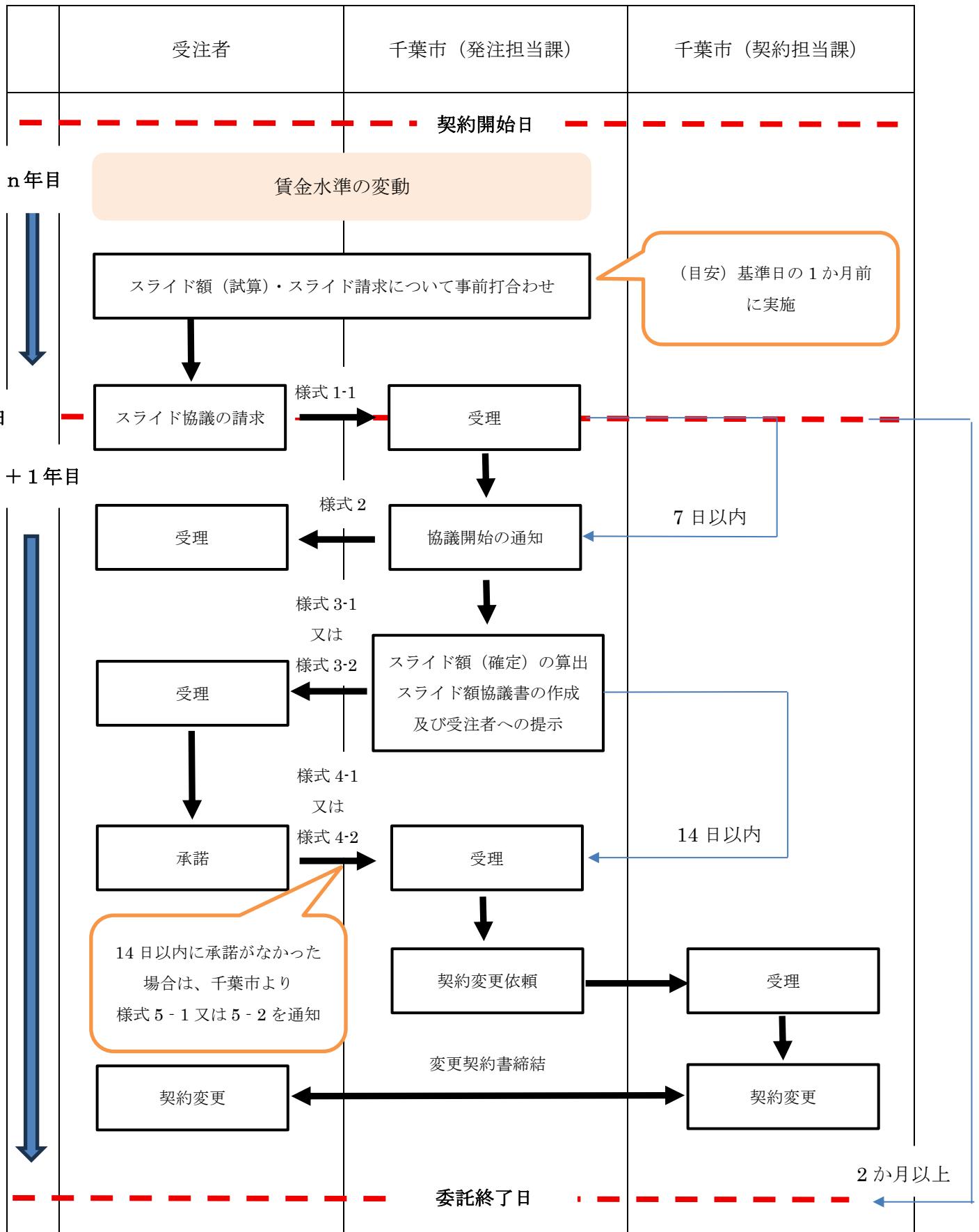
（1）受注者が請求する場合



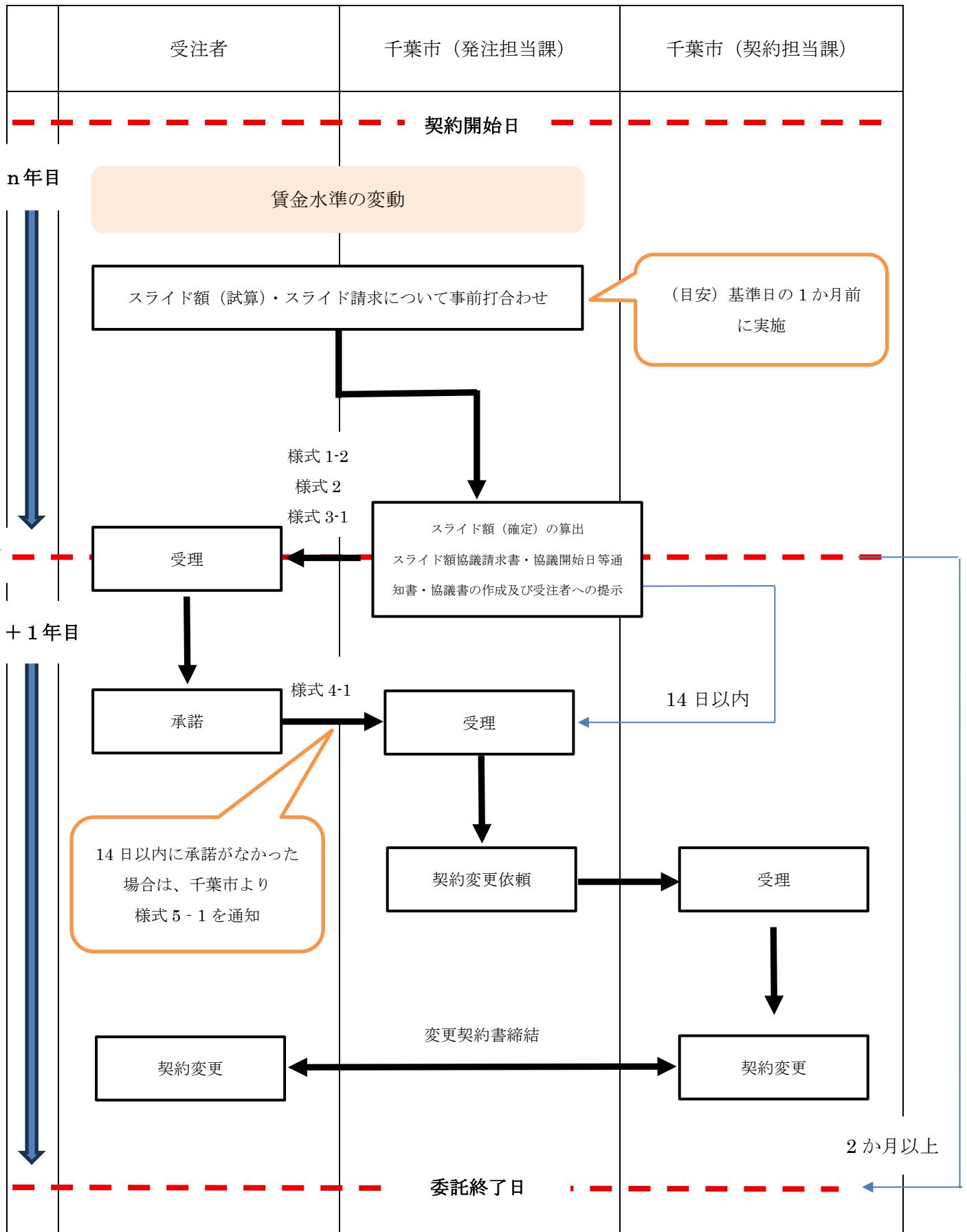
(2) 発注者が請求する場合



(3) 受注者による請求において、発注担当課と契約担当課が異なる場合



(4) 発注者による請求において、発注担当課と契約担当課が異なる場合



賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 発注者又は受注者は、委託開始日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前契約金額（未履行分）（契約金額から当該請求に係る契約金額変更の基準とした日時点の既履行分に相当する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後契約金額（未履行分）（変動後の賃金水準を基礎として算出した変動前契約金額（未履行分）に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前契約金額（未履行分）の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、契約金額の変更に係る詳細事項は、別紙「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前契約金額（未履行分）及び変動後契約金額（未履行分）は、この条に基づく契約金額変更の基準とした日をもとに賃金水準の変動率等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、この条に基づく請求に係る協議書を発出した日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中、「委託開始日」を、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 この条に基づく請求に係る協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第1条第1項に係る特記仕様書

本業務委託は賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項を適用する契約である。

- 1 変動の対象となる経費は、契約金額変更の基準とした日における契約金額（未履行分）のうち、直接人件費及び直接人件費を用いて算出する額とし、本業務委託における直接人件費とは、受注者が本業務委託に直接従事する者に、本業務委託に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。なお、本業務委託に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び子ども・子育て拠出金等の法定福利費は、変動の対象とはならない。
- 2 本業務委託における賃金水準は、次のものをいう。
 - 労務単価（該当労務単価：_____）
 - 千葉県最低賃金
 - 民間給与実態調査（千葉市人事委員会公表）
 - その他（_____）
- 3 本業務委託における変更金額算定の基礎となる資料は、次のとおりとする。
 - 本市設計書
 - 受注者から入札（見積）時に提出される積算内訳書等
(ただし、この場合における変更金額は、受注者から提出される積算内訳書等の直接人件費の未履行分に、変動前賃金水準と変動後賃金水準を比較した賃金水準変動率を乗じた額から変動前契約金額（未履行分）の100分の1を差し引いた額とします。)

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

賃金水準に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

※詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

変更契約にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。スライド額協議請求書（様式1-1）を、委託開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月）経過した後に提出してください。

受注者各位

千葉市

労働者への適切な賃金の引き上げについて

本契約変更は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（スライド条項）に基づき行うものです。

つきましては、スライド条項の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金の引き上げについて適切に対応していただきますようお願いします。

なお、対応状況を確認するために、千葉市より照会をさせていただく場合があります。